

## 半田市消防団機能別団員設置要綱

### (目的)

第1条 火災、大規模災害等（以下「災害等」という。）発生時において、市民の生命、身体及び財産の保護並びに被害の軽減に寄与するため、元消防団員として培った豊富な知識、技能等を活かして、災害等の現場で不足する消防力を補完するため、半田市消防団機能別団員（以下「機能別団員」という。）を置く。

### (任務)

第2条 機能別団員の任務は、災害等において、所属分団（団本部）又は消防本部の出動要請（自己覚知は、出動要請があったものとみなす。）に応じ、原則として、所属分団（団本部）長の指揮の下、消防活動に当たることとする。

2 機能別団員は、主に昼間発生した災害等において、消防活動をするものとする。

### (任命要件等)

第3条 機能別団員の任命要件は、原則元消防団員とし、消防団長が機能別団員として適当と認める者とする。

2 機能別団員の選出人数は、亀崎、乙川、半田、成岩の各地区からそれぞれ原則20名以内とし、合計80名以内とする。

3 機能別団員の年齢は、原則として65歳までとし、在籍年数は5年を目途とする。

### (身分)

第4条 機能別団員の身分は、半田市消防団条例（昭和49年半田市条例第27号。以下「条例」という。）に規定する消防団員と同じ身分とする。

### (階級)

第5条 機能別団員の階級は、団員の区分とし、階級異動はできないものとする。

### (処遇)

第6条 機能別団員の報酬、費用弁償等は、次に定めるところによる。

(1) 報酬及び費用弁償 条例第13条及び第14条の規定に基づき支給する。

(2) 退職報償金 半田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年半田市条例第49号）の規定に基づき支給する。

(3) 公務災害補償 半田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年半田市条例第27号）に規定する損害補償の適用を受けるものとする。

(被服の貸与)

第7条 機能別団員には、消防活動に従事するために必要な被服として活動服、消防ヘルメット、ゴム長靴等を予算の範囲内において貸与することとする。

(表彰)

第8条 機能別団員の表彰については、退職に伴う感謝状等を除き、国、県、市等への具申を行わないものとする。

(訓練等)

第9条 機能別団員は、原則として、消防団観閲式、出初式等の行事など、平常の消防団活動には参加しないものとする。

(庶務)

第10条 機能別団員に関する庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、機能別団員に関し必要な事項は、消防団長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。